

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年5月22日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

港南台保育園敷地内の擁壁に変状が生じたため、市民の安全を確保することを目的として変状箇所の修繕を委託しました。

2 履行（納品）場所

横浜市港南区港南台3-7-5
港南台保育園

3 契約日

令和6年3月27日

4 履行日又は履行期間

令和5年10月27日から令和6年3月31日まで

5 契約金額

20,900,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社日建産業
横浜市緑区長津田2942-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該擁壁の健全度調査を実施した結果、危険性が高いとの判定が示されたことに加え、本変状により敷地内の土砂が流出するなど緊急に対策を講じなければ市民の安全に支障が生じる可能性があるため。

8 契約の相手方の選定理由

本市有資格者名簿において土木設計及び土木工事を種目登録している中小企業であり、かつ土木部門優良工事現場責任者として表彰を受けている等十分な実績を有していることが認められたため。

9 所管課

こども青少年局保育・教育支援課